

2013 年 6 月 3 日

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国法令アップデート

- 外国投資者国内直接投資外貨管理規定(国家外貨管理局)
- 中西部地区外商投資優位産業目録(2013 年改正)
(国家發展改革委員会、商務部)
- 非居住者企業の派遣者による中国国内での労務の提供に対する企業所得税徴収に
関連する問題に関する公告(国家税務総局)
- 旅行法(全国人民代表大会常務委員会)
- 最高人民法院、最高人民検察院による食品安全刑事案件の処理に適用する法律の
若干問題に関する解釈
- 最高人民法院による輸出信用保険契約紛争案件の審理に適用する関連法律問題に
関する回答

II 中国万感

～中国の「微博反腐」(中国版ツイッターでの腐敗対策)～

ニューヨーク州弁護士 安 然

◆上海・シンガポール・名古屋オフィス開設のお知らせ◆

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、また、東海地方の依頼者の皆様のご要望にも対応すべく、本年度中に、上海、シンガポールおよび名古屋にオフィスを開設することになりましたので、お知らせします。

◆東京オフィス移転のお知らせ◆

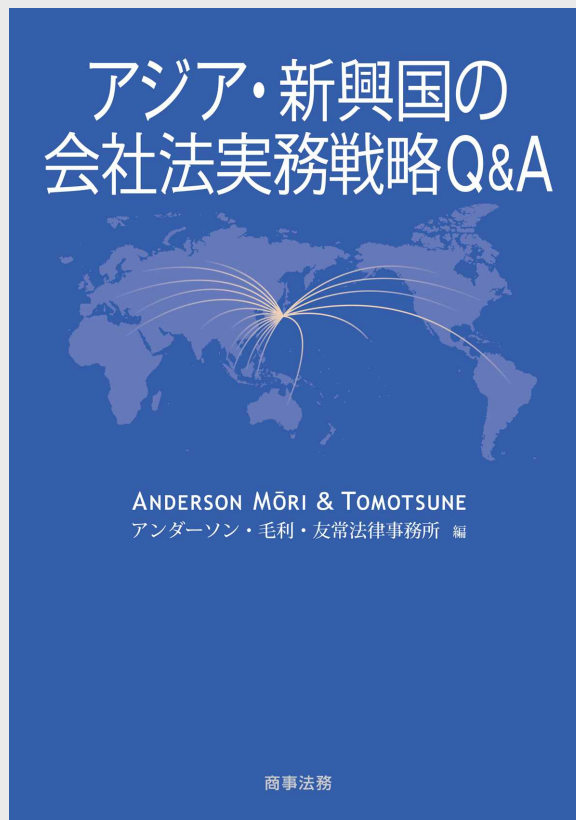
当事務所は、業務と弁護士数の拡大に合わせて東京オフィスを移転することになりましたのでお知らせいたします。移転先および移転時期は次のとおりです。

移転先: 〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー 18階～24階
時期(予定): 新オフィスでの業務開始は、2013年7月中旬を予定しております。

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

当事務所の弁護士が分担して執筆した「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)が近日中に書店で発売されます。中国、台湾を初め、アジア・新興国の13の国及び地域の会社法制を紹介しており、アジア・新興国戦略を推進する日本企業にとり必携の書と言えます。中国部分(メインランド)の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、若林耕弁護士、アソシエイトの石黒昭吉弁護士、矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士が、台湾部分の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、アソシエイトの矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士、台湾弁護士の呉曉青弁護士がそれぞれ担当しています。

「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)



I 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

最新中国法令の解説

<外貨管理>

外国投資者国内直接投資外貨管理規定(国家外貨管理局)

[ポイント] 本規定は、「外貨管理条例」などに基づき、外国投資家による国内直接投資(外商投資企業の新設、合併、買収などがこれに含まれる。)に関する個人及び組織は外貨局において外貨登記を行うべきこと等を定めたものである。本規定は、国内直接投資に際する外貨登記手続に関する規定を整理し、簡素化したものといえる。本規定には、外商投資企業の新設の際の基本情報登記や外国投資家による国内企業買収等の手続ごとに登記(変更、抹消を含む。)の必要書類等をまとめた「国内直接投資業務運用ガイドライン」が添付されており、実務上重要と思われる。本規定の施行と同時に、「国家外貨管理局による外商投資企業の資本項目の人民元転に対する審査と外債登記管業務の改善に関する通知」、「国家外貨管理局による外商投資パートナーシップ企業の外貨管理に関する問題の通知」(2012年12月18日付けニュースレターご参照)等合計24件の法令が廃止されている。

(2013年5月10日公布、同年5月13日施行)(匯発[2013]21号)

[原文] 外国投資者境内直接投資外汇管理规定

<外商投資>

中西部地区外商投資優位産業目録(2013年改正)(国家發展改革委員会、商務部)

[ポイント] 「外商投資方向指導規定」(「外商投資産業指導目録」の上位規定でもある。)に基づき、四川省、陝西省、新疆ウイグル自治区等の中西部地域において投資を奨励する分野を規定する目録である。目録は省ごとに作成されており、目録に掲載された産業は、税制優遇等の面で「外商投資産業指導目録」の「奨励類」と同様の取扱いを受ける。本目録は現行の2008年版を改正するものであり、主要な改正点には、本目録への海南省の追加、各省へのブロードバンド事業や老人介護サービス事業の追加などが挙げられる。

(2013年5月9日公布、同年6月10日施行)(国家發展改革委員会・商務部令第1号)

[原文] 中西部地区外商投资优势产业目录(2013年修订)

<税務>

非居住者企業の派遣者による中国国内での労務の提供に対する企業所得税徴収に関連する問題に関する公告(国家税務総局)

[ポイント] 本公告は、中国が各国と締結している租税条約等に基づき、非居住者企業が中国国内へ人員を派遣し、労務を提供させている場合に、この非居住者企業の税務上の恒久的施設(PE)と認定を受ける基準を明確にしたものである。具体的には、日本の親会社が中国現地法人に人員を外向させる場合などにおける親会社のPE認定に際し、本公告で定められた基準が適用されることになり、実務上も重要と思われる。本公告では、派遣企業(例:日本企業)が派遣人員の業務の結果につき一部又は全部の責任とリスクを負い、派遣人員の業務業績を査定・評価する場合には、中国国内で機構・場所を設立したもののみなされ、かつ、この機構・場所が相対的固

定性と持続性を有する場合には、中国国内における恒久的施設(PE)となるものとされた。この認定に際しては、受入企業から派遣企業への管理費、サービス費の支払いがあることや、派遣企業が負担する派遣人員の給与、賃金に対して個人所得税が納付されていないことなどが考慮事由として示されており、これらの事由の該当性には注意が必要である。また、恒久的施設の認定と関連し、日本親会社との現地法人との間の人員の派遣に関する契約や、派遣人員に対する管理規定、派遣企業が負担する派遣人員の個人所得税の納付状況に対する監督が強化される方向も示されており、これらの整備状況や内容について再確認する必要があるものと思われる。

(2013 年 4 月 19 日公布、同年 6 月 1 日施行)(国家税務総局公告 2013 年第 19 号)

[原文] [关于非居民企业派遣人员在中国境内提供劳务征收企业所得税有关问题的公告](#)

＜旅行業＞

旅行法(全国人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 本法は、旅行業や旅行者が手配する旅行に関する安全、紛争等について定めたものである 2012 年 8 月に草案が公表されていた(2012 年 10 月 1 日付けニュースレターご参照)が、本法はその後の修正を踏まえたものである。

(2013 年 4 月 25 日公布、同年 10 月 1 日施行)(法釈[2013]12 号)

[原文] [旅游法](#)

＜食品安全＞

最高人民法院、最高人民検察院による食品安全刑事案件の処理に適用する法律の若干問題に関する解釈

[ポイント] 本司法解釈は、刑法第 143 条(安全基準不合致食品製造販売罪)、第 144 条(有毒、有害食品製造販売罪)など、食品安全に関する刑法規定に関する司法解釈である。本解釈では、安全基準不合致食品製造販売罪の構成要件である「重大な食品中毒事故又はその他重大な食源性疾病を引き起こすに足る」や、加重事由である「人体の健康に重大な危険を生じさせる」などにつき、具体的な解釈基準を示している。

(2013 年 5 月 2 日公布、同月 4 日施行)(法釈[2013]12 号)

[原文] [最高人民法院、最高人民检察院关于办理危害食品安全刑事案件适用法律若干问题的解释](#)

＜輸出保険＞

最高人民法院による輸出信用保険契約紛争案件の審理に適用する関連法律問題に関する回答

[ポイント] 本司法解釈は、「保険法」に輸出信用保険契約に関して明確な規定を行っていないが、輸出信用保険契約に関する紛争についても、「保険法」を参照適用することができること、輸出信用保険契約に別途の規定がある場合にはその規定に従うべきことを定めたものである。

(2013 年 4 月 15 日公布、同年 5 月 8 日施行)(法釈[2013]13 号)

[原文] [最高人民法院关于审理出口信用保险合同纠纷案件适用法律问题的批复](#)



中国万感



【中国の「微博反腐」(中国版ツイッターでの腐敗対策)】

ニューヨーク州弁護士 安 然

今年の5月12日に中国国家発展改革委員会某副主任が「党の紀律を嚴重に違反した」疑いで調査を受けているというニュースが流れた。高官の汚職が関心を集めるのは当然だが、某副主任の件はいわゆる「微博反腐」(ウェイボー反腐敗)の一例としても注目されている。

ここ数年、中国では、中国版のツイッターと言われている「微博」というマイクロブログを使った汚職告発及び取締の事例が年間二、三件から十数件までに増えている。それらの事例は「微博反腐」と呼ばれている。典型的には、内情を知っている人が汚職の事実や証拠写真を書き込み、それが短時間でネット上に知り渡り、紀律検査委員会(党の汚職取締の担当部署)又は検察院がその情報に基づいて調査を開始する。某副主任の案件では、2012年12月6日に有名雑誌の編集者が「実名告発」の表題で副主任の学歴詐称、関係者会社への便宜提供、不倫関係や破局後の愛人に対する脅迫などについて書き込みをした。この書き込みはすぐにネット上で話題となり、半年後には冒頭のニュースが出るにいたった。

他にも、微博で流れた官僚の会議や事故現場での写真に写った腕時計が公務員の給料で買えるはずのない高価なものであったことをきっかけに汚職が明るみになった例もある。

「微博反腐」は、短時間で大量のリツイート(中国語:転発)によって世論を作り、当局の行動を促す効果がある点から、汚職取締の新しい武器と言われている。一方で告発情報に混じりこんで中傷的な噂が広がることを心配している人もいる。「微博反腐」は、個々の事件で終わってしまうのか、それとも反汚職の切り札になるのかが注目される。

TOPICS

2013 年 5 月 14 日

当事務所のパートナー、森脇章弁護士が、2013 年 5 月 8 日、9 日及び 10 日に、それぞれ東京、大阪及び名古屋において、三菱東京 UFJ 銀行、国際協力機構(JICA)、東洋経済新報社及び当事務所の共催による「グローバル経営支援セミナー ミャンマー編」において、「ミャンマー進出のリーガル・ストラテジー ～新外国投資法に続く新たな法改正と最新実務～」と題する講演を行い、アジアのラスト・フロンティアと呼ばれ、関心が高いミャンマーの外国投資法及びその細則に基づく投資ストラテジーのあり方や、ニューヨーク条約締結後の紛争解決条項の規定方法、商標法の立法動向等について、分かり易く解説しました。東京、大阪及び名古屋の会場には、合計 1000 名を超える方が集まり、いずれの会も大盛況でした。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。
お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕
茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮
なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部
について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

.....

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然
許 明義	
呉 曉青	

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー38 階(総合受付)
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



安德森・毛利・友常律師事務所北京代表处

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law2.com
URL: <http://www.amt-law.cn>